

経済産業省

20190819貿局第1号
輸出注意事項2019第44号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年9月2日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年9月16日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|---|---|-------------|--------------|---|---------------|------|--------------|
| 1～6（略） | | | | 1～6（略） | | | |
| 別紙第1 | | | | 別紙第1 | | | |
| 1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1-（5）の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。）） | | | | 1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1-（5）の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。）） | | | |
| 化学物質の名称 | CAS番号 (例示) | 分類 | POPs条 約対象 | 化学物質の名称 | CAS番号 (例示) | 分類 | POPs条 約対象 |
| (1)～(29)（略） | (略) | (略) | (略) | (1)～(29)（略） | (略) | (略) | (略) |
| (30) ホレート | <u>298-02-2</u> | 駆除剤 | | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |
| (31)～(39)（略） | (略) | (略) | (略) | (30)～(38)（略） | (略) | (略) | (略) |
| (40) <u>ヘキサブロモシクロド デカン</u> | <u>134237-50-6</u> <u>134237-51-7</u> <u>134237-52-8</u> <u>25637-99-4</u> <u>3194-55-6</u> | 工業用化学 物質 | ○ | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |
| (41)～(49)（略） | (略) | (略) | (略) | (39)～(47)（略） | (略) | (略) | (略) |
| 2～5（略） | | | | 2～5（略） | | | |
| 別紙第2 | | | | 別紙第2 | | | |
| 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号） | | | | 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号） | | | |

第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント)未
満である場合。

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。

(1) 輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質(化学物質の審査及び製造
等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質)の含有が測定さ
れた場合又は確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法
律の運用について(平成30年9月3日 薬食発0903第1号、平成201808
29製局第2号、環保企発第1808319号)3-4に該当する場合は除く。)

(2)～(4) (略)

別紙様式 (略)

第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント)未
満である場合。

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。

(1) 輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質(化学物質の審査及び製造
等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質)の含有が測定さ
れた場合又は確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法
律の運用について(平成23年3月31日 薬食発0331第5号、平成23・03・
29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合は除く。)

(2)～(4) (略)

別紙様式 (略)

経済産業省

20190819貿局第1号
輸出注意事項2019第45号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年9月2日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年9月16日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

| 改正後 | | | 現行 | | |
|---|-----------------|---|---|-----------------|---|
| 2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略) | | | 2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略) | | |
| 輸出令別表第2の項 | 輸出令別表第2中解釈を要する語 | 解 釈 | 輸出令別表第2の項 | 輸出令別表第2中解釈を要する語 | 解 釈 |
| 33 | (略) | (略) | 33 | (略) | (略) |
| 35 | (略) | (略) | 35 | (略) | (略) |
| 35の3 | 附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質 | 2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2，3-ジヒドロ-2，2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC）及びジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC）塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブロモエタン（EDB）、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、ア | 35の3 | 附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質 | 2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2，3-ジヒドロ-2，2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC）及びジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC）塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブロモエタン（EDB）、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、ア |

ルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、トキサフェン、トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)、トリクロルホン (別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、商業用オクタブロモジフェニルエーテル (ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ヘキサプロモシクロドデカン、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル (テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有率が48重量パーセントを超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス (2・3-ジブromoプロ

ルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)、トリクロルホン (別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、商業用オクタブロモジフェニルエーテル (ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル (テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有率が48重量パーセントを超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス (2・3-ジブromoプロ

| | | |
|------|-----|------------------------------|
| | | ロピル) =ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤 |
| | | (略) |
| | (略) | (略) |
| 35の4 | (略) | (略) |
| 38 | (略) | (略) |
| 40 | (略) | (略) |
| 43 | (略) | (略) |
| (6) | (略) | |

| | | |
|------|-----|----------|
| | | る混合物又は製剤 |
| | | (略) |
| | (略) | (略) |
| 35の4 | (略) | (略) |
| 38 | (略) | (略) |
| 40 | (略) | (略) |
| 43 | (略) | (略) |
| (6) | (略) | |